

広島県告示第七百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三原市本郷町船木地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	清兼（二〇一五九―）	急傾斜地の崩壊	清兼（二〇一五九―）	土砂災害特別警戒区域
	清兼（二〇一五九―）	急傾斜地の崩壊	清兼（二〇一五九―）	土砂災害特別警戒区域
	清兼（二〇一五九―）	急傾斜地の崩壊	清兼（二〇一五九―）	土砂災害特別警戒区域
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。